

東三河広域連合監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年8月28日

東三河広域連合監査委員
同

鈴木 教 仁
内 藤 浩

定例監査の監査結果に基づく措置結果

部 名	課 名	公表 番号	区 分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措 置 結 果	措置通知 年月日
総務部	総務課	7-2	意見	東三河の魅力発信及び東三河就業の理解促進事業実施委託業務について、東三河広域連合契約規則第48条（入札又は開札の中止）に基づき入札を中止しているが、その意思決定に至る決裁が見られなかった。入札事務については、透明性に十分注意し適切な事務処理に努められたい。	本件については、1回目の入札において、設定した予定価格と応札価格に開きがあったことから、同条件での再度入札は困難と判断し、課内決裁の上、一部仕様を変更して改めて入札を行う旨を、全ての指名業者に通知したものである。 今後同様のケースが生じた際には、まず「入札中止」の決定にかかる決裁を行うよう、令和8年3月に課内に周知した。	R8. 3. 27
議会事務局	議会事務局	7-2	意見	議会会議録検索システムサービス業務他において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約しているが、理由書の記載が不十分かつ抽象的である。履行可能な者が一者に特定される場合には、その根拠を整理し理由を具体的に記載するなど、随意契約ガイドラインに基づき適切な事務処理に努められたい。	議会会議録検索システムサービス業務及び議会会議録検索システムデータベース作成業務は、当該システムの開発業者が唯一履行可能な事業者であるため、今後は一者随意契約の理由を明確にする観点からその旨を理由書に明記することとし、令和8年度契約分から実施した。	R8. 6. 26